

奈良県警察本部告示第27号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）第9条の規定に基づき、奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良県警察本部長 安 枝 亮

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の
施行に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号。以下「公安委員会等情報通信技術活用規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（手続等に係る電子計算機の技術的基準）

第2条 公安委員会等情報通信技術活用規則第3条に規定する申請等をする者及び公安委員会等情報通信技術活用規則第7条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

第3条 奈良県公安委員会等は、公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第4条 公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条にお

いて「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この条において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置及びあらかじめ交付された識別符号及び暗証番号を用いて申請部分に接続する措置とする。

(署名等に代わる措置)

第5条 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条ただし書に規定する措置は、公安委員会等情報通信技術活用規則第4条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

(書面等を提出する場合の措置)

第6条 公安委員会等情報通信技術活用規則第6条の場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等(公安委員会等情報通信技術活用規則第6条に規定する部分に限る。)を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。